

指定管理者による自己評価

目的

自己評価は職員自らがサービスの内容や提供体制について見つめ直し、改善点を発見することを目的としています。

実施方法

横浜市指定の自己評価表に基づいて、みなさんの日頃の業務を見直してみてください。その際には一部の職員のみで行うのではなく、職員協議の上取りまとめる等、施設全体として取り組んでください。

記入例 22年度版 (23年度は改訂版での評価となります。)

- 1 施設の目的や基本方針の確立
 の設置目的に基づいた管理運営上の基本方針が確立されており、職員が理解しているか。
 :地区センター・スポーツセンター・老人福祉センター・福祉保健活動拠点・地域ケアプラザ・こどもログハウス

判断基準	指定管理者記入欄		第三者評価機関記入欄	
	チェック欄	評価(A・B・C)	チェック欄	評価(A・B・C)
A 次のすべてに該当する。 の設置目的に基づいた施設運営上の基本方針が明文化されている。 職員が、 の設置目的や施設運営上の基本方針を理解している。 利用者に対し、 の設置目的や施設運営上の基本方針を周知している。	レ			
B Aの中でいずれか1つは該当する。				
C A、Bのいずれにも該当しない。				
指定管理者記入欄		第三者評価機関記入欄		
【アピールポイント】		独自の取組等を記入してください。		
【改善すべき点・課題等】		すでに把握している改善すべき点や、やむを得ず達成できない場合の理由等を記入してください。		

記入方法

各項目の「できている」ところにチェックをつけてください。

評価項目ごとに判定基準に従ってABCを記入します。

判定基準には挙げられていないが、各評価項目の目的を達成するための独自の工夫事例がある場合は【アピールポイント】欄に記入します。

すでに把握している改善すべき点や、やむを得ず達成できない場合の理由等を記入してください。

指定管理者の責任ではなく、市や区の責任等によりCとなる場合にも、その理由を【改善すべき点・課題等】に記入します。